和歌山県白浜町におけるカツオ・マグロ類に関する
カツオ一本釣り及び曳縄漁業の資源管理協定

協定締結日　令和６年３月１４日
協定認定日　令和６年３月２８日
協定変更認定日　令和８年１月２１日

（目的）

第１条　本協定は、カツオ・マグロ類のカツオ一本釣り及び曳縄漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もってカツオ一本釣り及び曳縄漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第２条　本協定の対象となる水域は、太平洋沿岸海域とする。

２　本協定の対象となる水産資源の種類は、カツオ一本釣り及び曳縄漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、カツオ、クロマグロ、キハダ、ビンナガとする。

３　本協定の対象となる漁業の種類は、カツオ一本釣り及び曳縄漁業とする。

（資源管理の目標）

第３条　本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号。以下同じ）
別紙第２－１及び別紙第２－２に定める目標
カツオ　資源管理基本方針別紙第３－３に定める目標
キハダ　資源管理基本方針別紙第３－５に定める目標
ビンナガ　資源管理基本方針別紙第３－１２に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条　前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次に掲げるところにより行うものとする。

カツオ一本釣り	４月１日から 11 月 30 日の間に 30 日以上を休漁日とする。
曳縄	１月１日から 12 月 31 日の間に 30 日以上を休漁日とする。

２　前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び和歌山県資源管理方

針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、和歌山県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする（強度な資源管理）。

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、和歌山県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）において行うこととする。

４　第１項の履行確認においては、前条の取組は市場伝票、操業日誌等を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第１項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を和歌山県知事に報告するほか、対象魚種に係る漁獲量等についても同様に報告するものとする。

２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に和歌山県知事及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第５条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び和歌山県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に

報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び和歌山県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条　本協定の全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３　参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定施行の日から５年間（令和６年３月２８日から令和１１年3月２７日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第 11 条　法第 126 条第１項の規定に基づき和歌山県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の全数で決する。

（その他）

第 12 条　本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附　則

本協定は、令和６年３月２８日から施行する。

附　則

変更後の本協定は、令和８年１月２１日から施行する。